

国官会第2302号-3
国地契第61号
国官技第273号
国営計第93号
国北予第27号
平成23年12月22日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長
国土交通省北海道局予算課長

地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いの一部改正について

地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、「地域建設業経営強化融資制度の延長について」（平成23年12月22日国官会第2302号-2、国地契第60号、国土建第215号、国土建整第127号）に基づき標記制度を延長することとしたところであるが、制度の一層円滑な運用を図るため、その事務取扱いについては下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成24年」を「平成25年」に改める。

附 則

この通達は、平成24年1月16日から適用する。